



基本構想

第1章 総合計画策定にあたって

1. 総合計画策定の趣旨

本市では、「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を基本コンセプトに、第1次北杜市総合計画に定める8つの杜づくりを施策の柱として、常にチャレンジ精神と改革意識を持ち、力みなぎるふるさとを築くべく、市民と行政が一体となりまちづくりに取り組んできました。その結果、現在の総人口は、概ね計画目標を維持しています。

しかし、全国的にみると少子化による人口減少や高齢化が急速に進んでおり、本市においても人口減少を抑制し地域活力を維持することが重要な課題となっています。本市では平成26年度に「北杜市定住促進計画」を、平成27年度には「北杜市人口ビジョン・総合戦略」を策定し、さらに長野県富士見町、原村と連携した定住自立圏構想に取り組むなど、定住人口の維持・増加を図りながら、持続可能なまちづくりを進めています。

今、自治体は、あらゆる分野での見直しや改革を迫られています。このような状況下、自治体に求められるのは、自らの責任と判断で進むべき方向を決め、自ら実行する力です。あわせて、これからのまちづくりには、市民参加と協働が必要不可欠となっています。

総合計画は、本市の魅力をも十分に活かしたまちづくりを行う上で非常に重要な役割を担っています。美しい山岳景観、国蝶オオムラサキの生息地、名水の里、日本一の日照時間など山紫水明の地としての豊かな自然資源と首都圏からの利便性など地域特性を踏まえ、魅力ある豊かな暮らしを創出できるよう、各個別計画との整合性を図る中で、個性ある本市独自の施策を総合的かつ計画的に実施するため、第2次北杜市総合計画を策定します。

2. 基本的な考え方

第2次北杜市総合計画の策定にあたり実施した地域委員会及び団体・企業等へのヒアリングにおいて、前計画に関する一定の評価とともに、次期計画においても継続する方向で進めて欲しいとの意見が多くありました。このような意見を踏まえ、市の将来像やまちづくりの方針について、基本的な考え方は第1次総合計画に掲げた基本コンセプトや8つの杜づくりを踏襲することとします。しかしながら、人口減少や少子高齢社会の到来、生活環境のグローバル化や資源循環型社会への移行など、行政を取り巻く社会・経済環境は急激に変化しています。このような状況を考慮し、新たな地域の課題を踏まえる中で、10年後の平成38年における本市の将来像とそれを実現するための基本的な方向性を示すこととします。

また、求められる行政サービスが多様化、複雑化する中で、市民のニーズに的確に対応するためには、まちづくりの主役である市民のみなさまの協力のもと計画の策定を進め

る必要があります。そのため、市民アンケートを実施するとともに、前述したヒアリングに加え、若い世代の声を反映させるため、中高校生や子育て世代へのヒアリングのほか、北杜市総合計画審議会での審議、パブリックコメントの実施など幅広い方法で市民の意見・要望を聴取し、基本構想及び基本計画へ反映しました。

市民の参画により策定された総合計画に基づき、今後10年間、市民、団体・企業、学校、行政などが連携、協働しながら、まちづくりを進めていきます。

3. 計画の構成と期間

この総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」をもって構成します。

(1) 基本構想

本市及び本市の存する地域社会の将来の目標並びに目標達成のための基本的施策を明示するものをいう。

第1次総合計画において掲げられた将来像や基本理念については、基本的にその方向性は継続されるものと考えます。しかしながら、人口減少や少子高齢社会、生活環境のグローバル化や資源循環型社会への移行など、行政を取り巻く社会・経済環境は急激に変化しています。このような状況を考慮し、新たな地域の課題を踏まえる中で、基本構想では、今後10年間で目指すまちの将来像を定め、その将来像の実現に向けた基本的なまちづくりの考え方を示すこととします。

(2) 基本計画

基本構想に基づき具体的な市行政の方向を明らかにするため、本市行政の基本的な重要事項について作成する計画をいう。

基本構想で示された目指すまちの将来像の実現に向けたまちづくりの考え方に基づき、市政運営にあたる行政からのマニフェストとして位置付け、各分野の現状と課題を明らかにしつつ、その解決に向けた具体的な施策を体系的、総合的に示すものです。

また、人口減少による税収入や地方交付税の縮減、高齢化等に伴う社会保障費の増大など厳しい財政状況の中、的確な財政見通しのもとに、実効性のある計画を目指します。

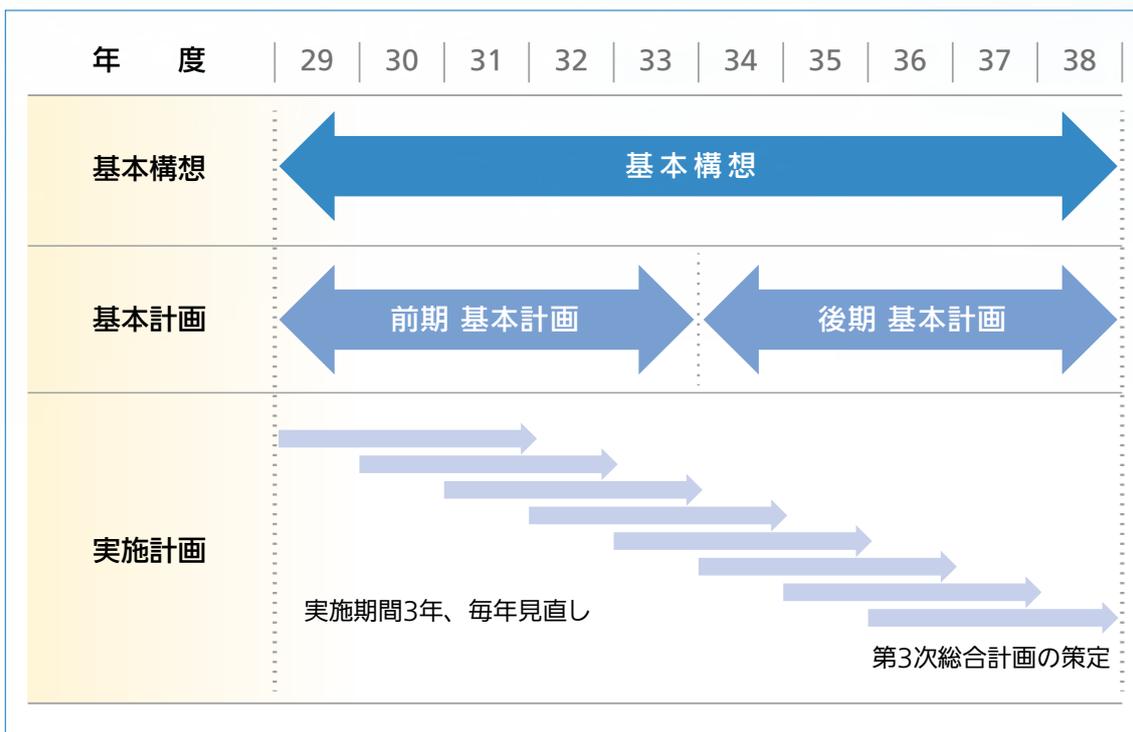
前期基本計画の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5か年とし、後期基本計画は、平成34年度から平成38年度までの5か年とします。なお、前期基本計画には、後期基本計画の計画期間を展望する構想的な事業も掲載します。

(3) 実施計画

基本計画に基づき具体的な事務・事業の実施に関して作成する計画をいう。

基本計画に掲げられた事業の実効性を担保するため、財政見通しに裏付けされた実行可能なもののみを掲載することとし、可能な限り費用、財源、時期などを示します。計画期間は3か年とし、毎年度進捗状況を把握しつつ、見直しを行います。

■ 計画の期間



(4) 総合計画と他の個別計画との関係

総合計画は、まちづくりのあらゆる分野を網羅し、将来における北杜市のあるべき姿と進むべき方向性についての基本的な指針となる行財政を、総合的かつ計画的に運営していくための最上位計画です。

個別計画は、最上位計画である総合計画に基づいて策定される、特定の分野に関する個別の具体的な計画であり、その分野の将来像や目標を掲げ、その実現に向けた具体的な取組を明らかにするものです。各個別計画については、その策定や見直しの際に、総合計画との整合性を図る必要があります。

第2章 市の概要

1. 位置と地勢

本市は、山梨県の北西部に位置し、北は八ヶ岳連峰、東は瑞牆山、金峰山を代表とする秩父山系、茅ヶ岳、西は甲斐駒ヶ岳から連なる南アルプスと周囲を山々に囲まれています。

八ヶ岳及び茅ヶ岳南麓に広がる火山性の台地部分と、釜無川による沖積平野にあたる地域という、大きく分けると2つの地理的特性を持っている地域であり、両地域は釜無川によって削り取られた河岸段丘である七里ヶ岩によって隔てられています。

また、秩父多摩甲斐国立公園、南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、県立南アルプス巨摩自然公園を有し、生物圏保存地域として南アルプスがユネスコエコパークに登録されるなど、全国有数の美しい自然環境に恵まれた地域です。

2. 面積

総面積は602.48 km²で、山梨県の総面積の13.5%を占めています。山梨県で最も面積の大きな市であり、可住地面積は143.26 km² (23.8%)、林野面積は459.22 km²で76.2%を占めています。

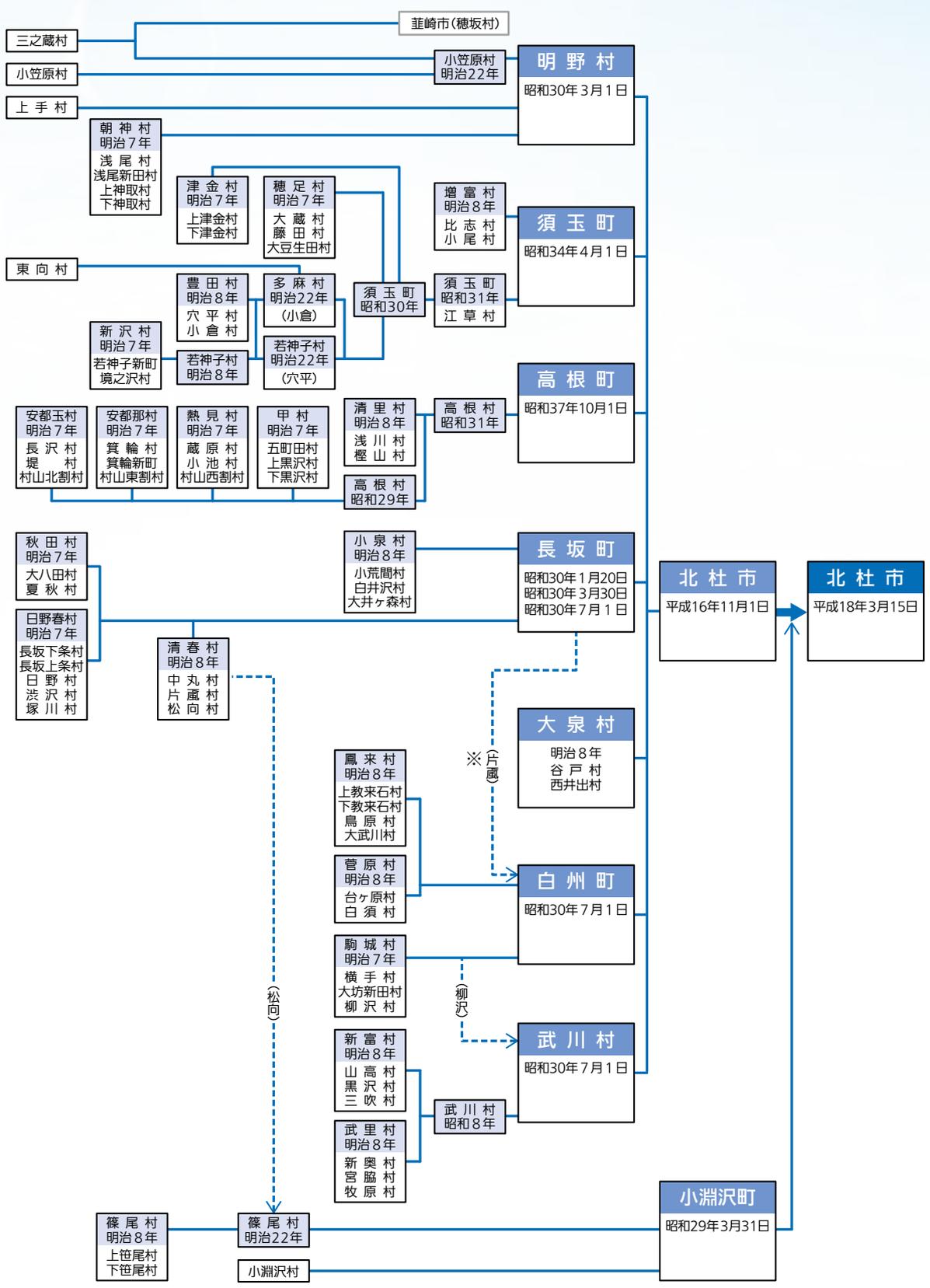
耕地面積は51.70 km² (8.6%)で、田耕地面積31.40 km²、畑耕地面積20.30 km²となっています。

3. 沿革

昭和の大合併から平成の大合併に至る約46年間、峡北地域には明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、小淵沢町、白州町、武川村の8町村が位置しながらも、独自の生活文化圏として発展してきました。

しかしながら、地方分権時代を見据え、平成16年11月1日に明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町、武川村の7町村が合併し、北杜市が発足しました。その後、北杜市と小淵沢町は、北巨摩郡としてこれまで築いてきた歴史や文化等の地域的一体性を踏まえ、住民福祉の一層の向上を図るため、平成18年3月15日に合併し、新北杜市として新たな地域創造の歩みを始めました。

変遷図

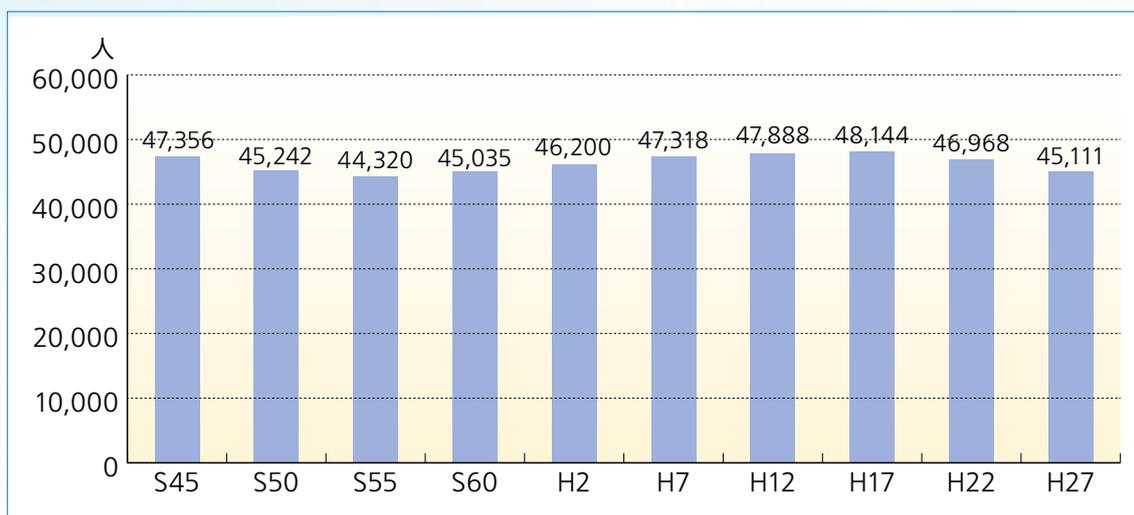


※片嵐は、白州町合併時に花水に改名している。

4. 人口と世帯

本市の人口は、昭和55年以降、増加傾向にありましたが、平成22年以降減少に転じ、平成27年国勢調査によると45,111人(平成22年の前回調査より1,857人減少)となっています。

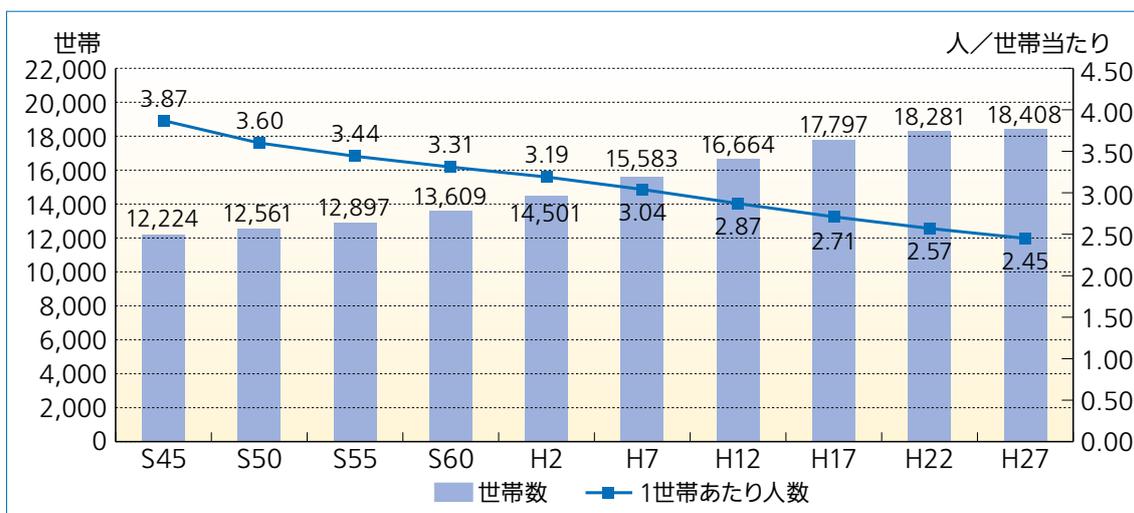
■人口の推移



(資料：国勢調査)

世帯数をみると、昭和45年の12,224世帯から一貫して増加傾向にあり、平成27年には18,408世帯と、およそ1.5倍となっています。一方、平均世帯人員は昭和45年の3.87人から減少を続け、平成27年には2.45人にまで減少しています。このことから、市内世帯の核家族化が進展し、また単身世帯が増加している様子が見えます。

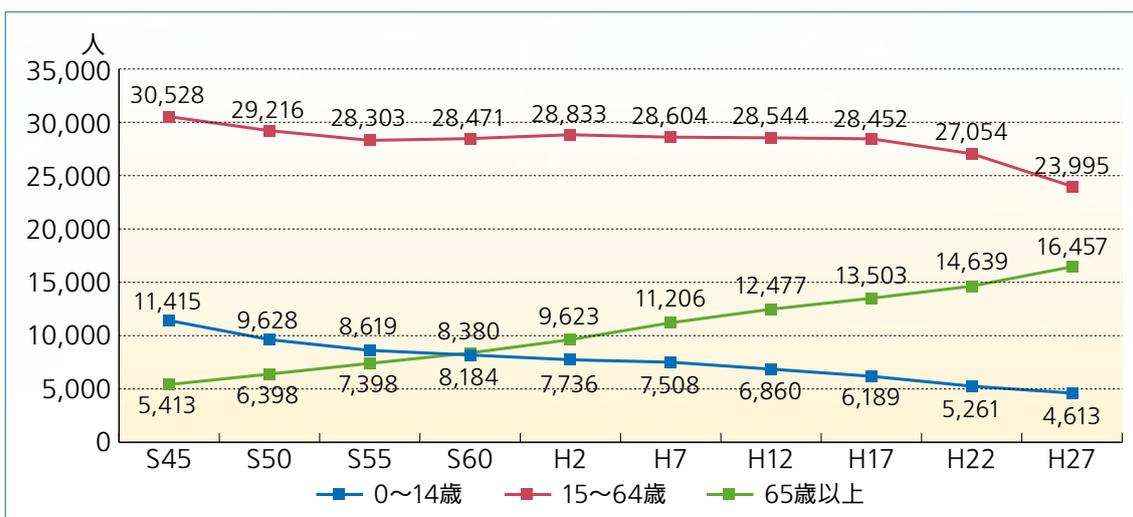
■世帯数及び平均世帯人員の推移



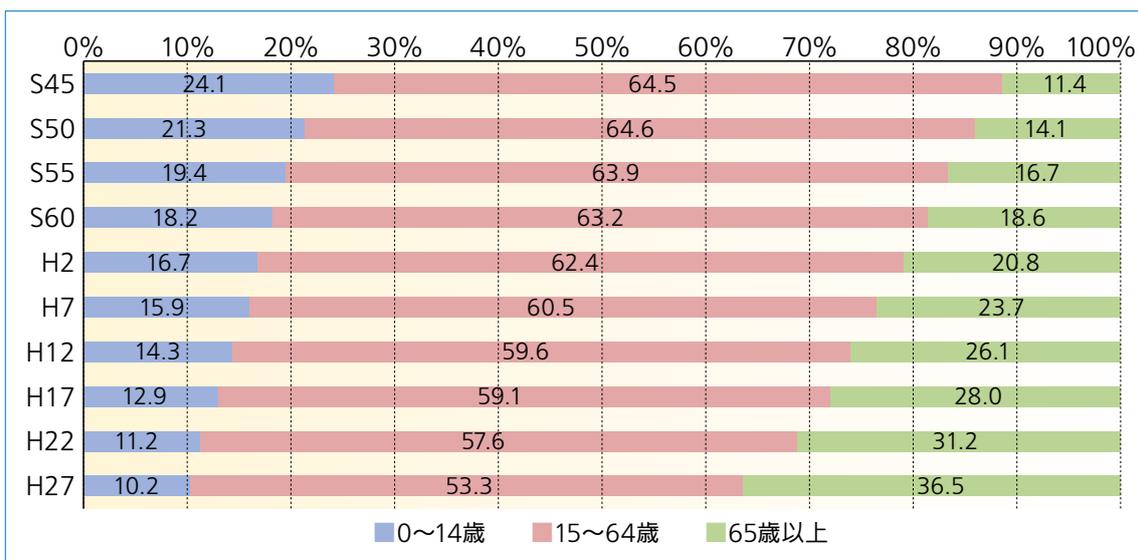
(資料：国勢調査)

本市の人口を年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口は、おおむね減少傾向にあり、昭和45年の11,415人(24.1%)から平成27年の4,613人(10.2%)へとおよそ半減しています。15～64歳の生産年齢人口は、横ばいで推移していましたが、近年は減少がみられ、平成27年には23,995人(53.3%)となっています。一方、65歳以上の老年人口は、増加傾向にあり、昭和45年の5,413人(11.4%)から平成27年には16,457人(36.5%)と、およそ3倍になっています。このことから、本市においても少子高齢化が進展していることがわかります。

■年齢3区分別人口推移



■年齢3区分別人口比率



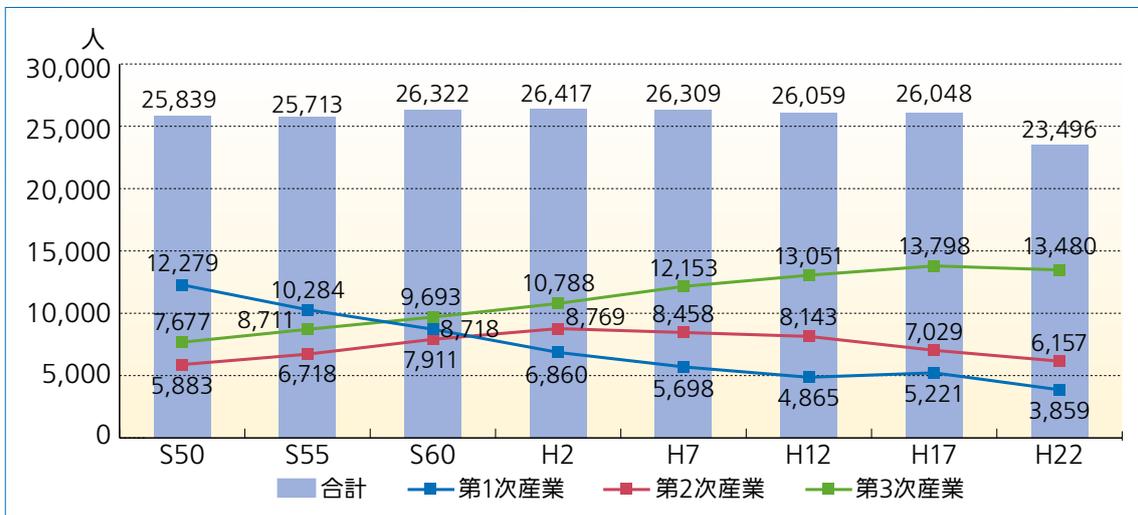
(資料：国勢調査)

本市の産業別就業人口をみると、昭和50年の25,839人からおおむね横ばいで推移しています。ただし、平成22年には生産年齢人口が減少に転じたことを背景に、前回調査から2,552人減少し、23,496人となりました。

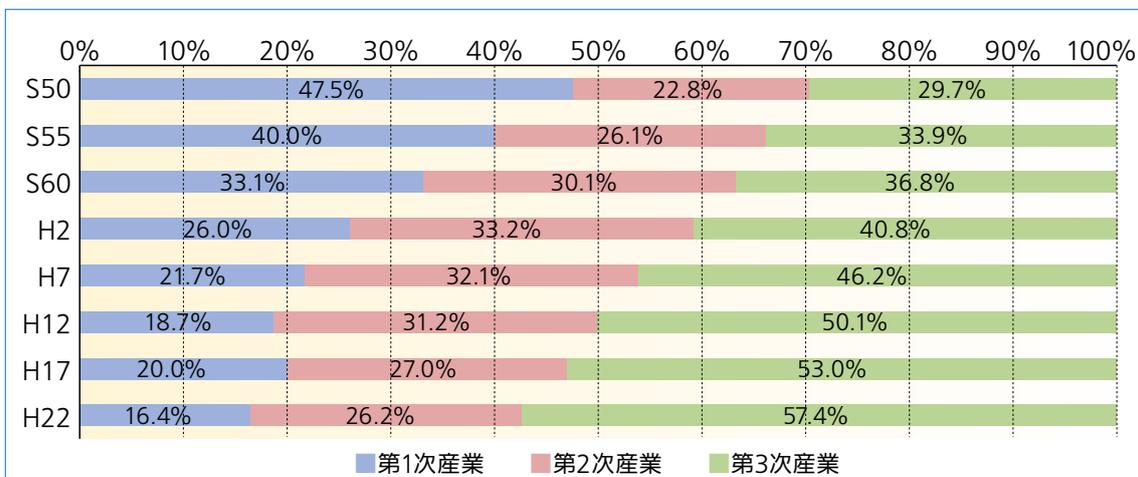
就業人口数自体はそれほど変動がみられませんでした。その内訳は大きく変わっています。第1次産業は昭和50年の12,279人(47.5%)から平成22年には3,859人(16.4%)と8,420人減少しています。第2次産業は5,883人(22.8%)から6,157人(26.2%)と微増、第3次産業は7,677人(29.7%)から13,480人(57.4%)と5,803人増加しています。

このように、第1次産業就業者が大きく減少している一方で、第3次産業就業者の増加が目立っています。

産業別就業人口推移



産業別就業人口の割合



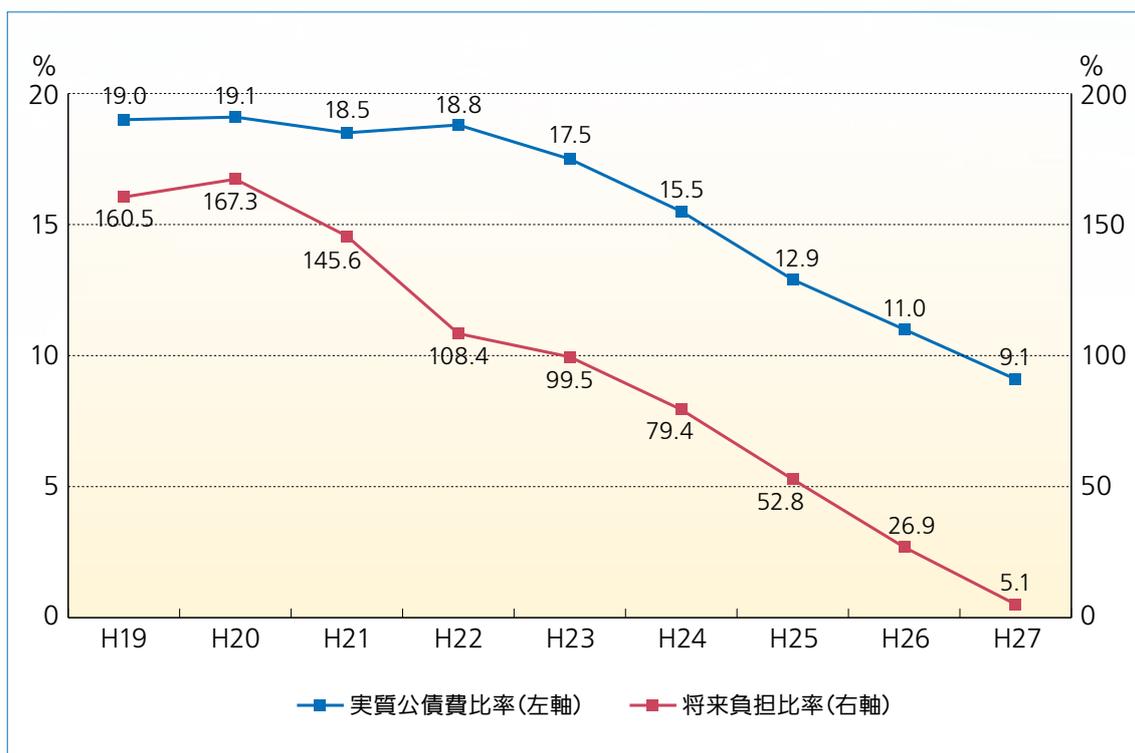
(資料：国勢調査)

5. 財政状況

(1) 健全化判断比率

財政の健全性を判断する比率である実質公債費比率および将来負担比率は、いずれも低いほど良く、平成19年度から平成27年度にかけて大幅に改善しています。その結果、平成27年度決算において、平成20年度から平成23年度まで県内13市中最も数値が高かった実質公債費比率は低い方から4番目となり、同様に13市中4番目に数値が高かった将来負担比率は低い方から2番目となりました。

■ 実質公債費比率と将来負担比率



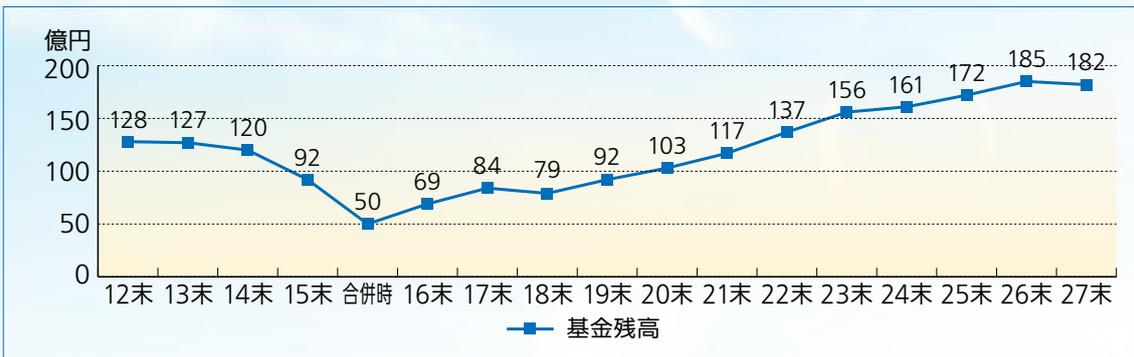
実質公債費比率：収入に対して公営企業会計も含めた市の会計全体における公債費の額が占める割合を示す指標(18%以上は、市債の発行には県の許可が必要となる。)

将来負担比率：収入に対して将来に負担する債務の額が占める割合を示す指標(債務の額が1年分の収入と同額の場合は100%となる。)

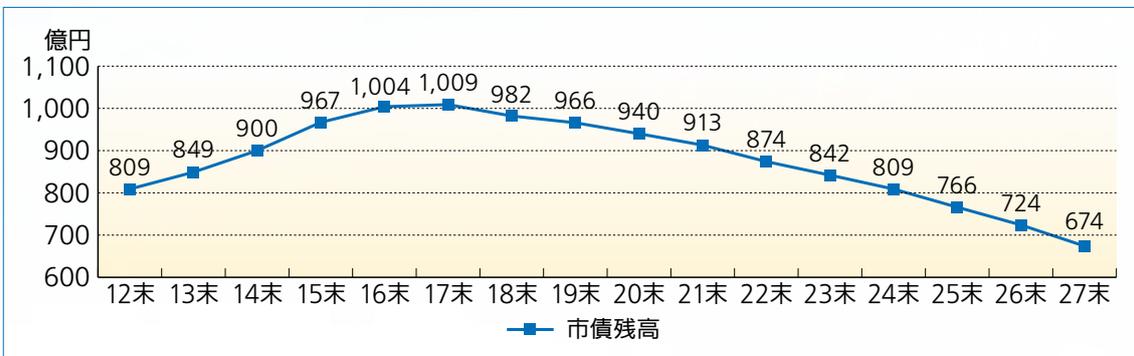
(2) 基金・市債の推移

平成27年度決算において貯金である基金は、合併時の50億円と比べると132億円増加しました。また、借金である市債は、平成17年度末ピーク時1,009億円と比べると335億円減少しましたので、合計で467億円改善されたこととなります。

■基金(全会計)残高推移



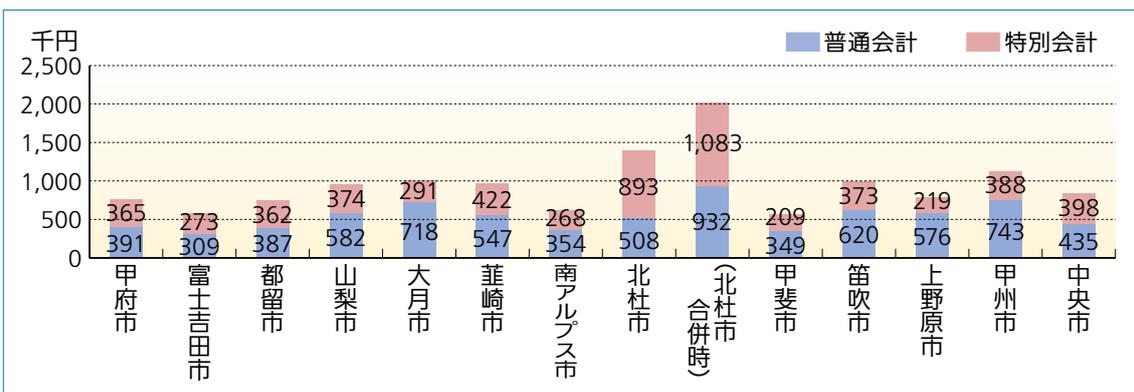
■市債(全会計)残高推移



一方、市民1人あたりの市債残高は、平成17年度末ピーク時2,015千円と比べると平成27年度決算において1,401千円に減少しましたが、他市に比べて依然として高い水準となっています。特に特別会計分の残高が高いことが本市の特徴です。

その主な要因は、特別会計である簡易水道事業と下水道事業(農業集落排水事業を含む)について、合併前の町村において整備を進めてきたため、配水池や終末処理場等の施設数が他市に比べて多いこと等が挙げられます。

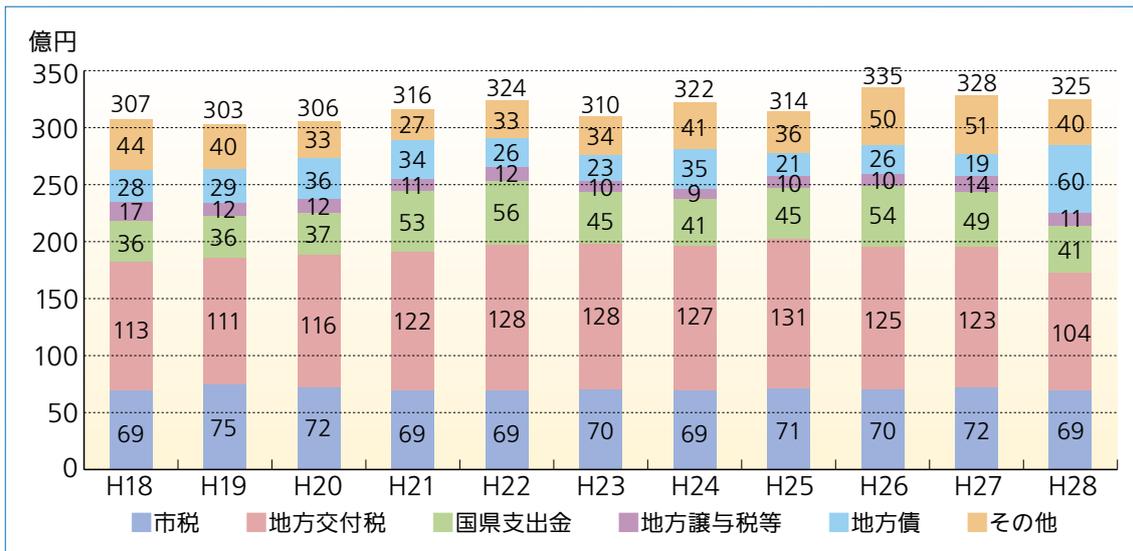
■市民一人当たりの市債残高対比表(平成27年度末現在)



(3) 決算額の推移

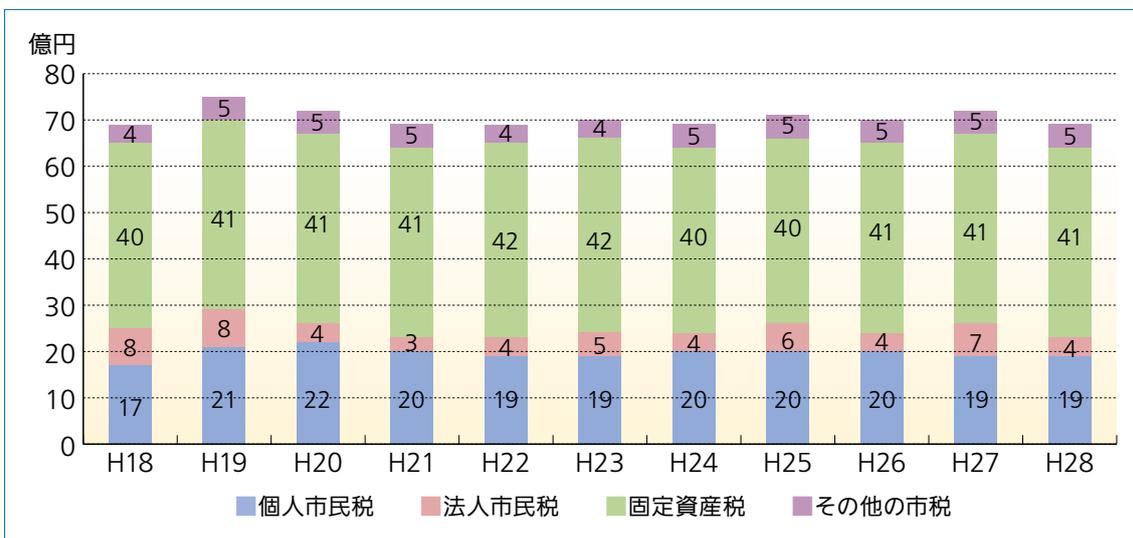
平成27年度決算の歳入(普通会計)構成割合をみると、地方交付税が約38%で最も高くなっています。地方交付税のうち普通交付税の算定にあたっては、人口を算定基準としているものが多いため、人口が減少することによる交付税の減少が見込まれます。さらに、平成27年度以降は合併に伴う特例措置による普通交付税の増加額が段階的に縮減され、平成32年度以降は増加額がなくなります。

■ 決算額の推移(H28は予算額)



歳入の柱である市税については、平成19年度の75億円をピークに、平成20年9月のリーマンショック以降は70億円前後となっています。また、固定資産税の占める割合が高いため、比較的安定した税収が確保されています。

■ 市税決算額の推移(H28は予算額)



第3章 市を取りまく課題

1. 人口減少と少子高齢化社会

国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の人口は平成27年の45,111人から平成52年には、32,880人にまで減少すると推計されています。また、人口構成をみると平成22年以降、生産年齢人口が減少に転じた一方、老年人口は増加の一途をたどっています。

このような中、子育て世帯が安心して暮らせるまちづくりを継続していくほか、若者の流出防止やUターン増加のために、北杜市の歴史、芸術・文化などを幼少期から伝えることにより、ふるさとに対する自信と誇りを育む教育が求められています。また、若者が安心して生活できるような環境の整備、特に雇用の場の確保や住宅環境の整備などを図る必要があります。

一方、本市は豊かな自然や首都圏からの近さなどが人気で、子育て世帯からアクティブシニアまで幅広い層が移住している地域でもあります。「北杜市人口ビジョン・総合戦略」を着実に推進していくことにより、本市の持つ魅力を市内外へ情報発信し、移住定住促進をより一層推進していくことも重要です。

あわせて、普通会計の歳入の構成割合を見ると、地方交付税が約4割を占めています。地方交付税のうち普通交付税の算定にあたっては、人口を算定基準としているものが多いため、人口の増減は、交付税の算定に影響を及ぼします。また、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少が懸念されるとともに、老年人口の増加により社会保障にかかる経費が増大することが見込まれることから、より効率的かつ効果的な行財政運営が求められています。

2. 地域コミュニティの希薄化

全国的な傾向として、核家族化の進展、価値観の多様化、ライフスタイルの変化等に加えて、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。その一方で、人口減少や少子高齢化が進むと、地域コミュニティなしでは生活が難しくなることも予想されます。そのような中、本市においても、地域コミュニティや互助・共助の必要性が一段と高まっています。また、北杜市の文化や歴史、それに深い関わりのある地域行事等を通じて、一体感を醸成していくことも重要です。

3. 安全・安心に対する意識の高まり

東日本大震災以降、防災意識が高まっていますが、近年は局地的な豪雨、洪水、豪雪などの異常気象も増加しており、自然災害に対する危機感も高まっています。本市には日本を代表する活断層があることなど、日常的に防災・減災への取組が求められます。さらに、高齢者

を中心とした詐欺被害や食の安全性への信頼を脅かすような事件も多発しています。このように、あらゆる分野において安全・安心に対する意識が高まっています。少子高齢化が進む中、若年層から高齢者までが安心して暮らせるまちづくりが求められています。

4. 環境問題に対する意識の高まり

石油や石炭などの化石燃料中心のエネルギーに依存してきた結果、資源の枯渇や環境問題に対して、地球規模で関心が高まっており、地球温暖化対策は全世界の共通課題となっています。また、平成27年にパリで開催された COP21 において、先進国のみならず全ての国が温室効果ガスの削減目標を設定することとされました。

このため、環境負荷の少ない低炭素社会、循環型社会の形成、自然と共生できる社会など、持続可能な社会の実現が求められています。

5. 地方分権と地域自治

地方分権が進む中、市民や地域が「自ら責任を持って決定する」との原則のもと、地方分権社会への移行が進んでいます。そのような中、地域はそれぞれの特性や強みを活かしつつ、より効果的かつ効率的に地域資源を活用していくことが求められています。あわせて、行政と市民の協働、産業界や大学など幅広い主体との連携が必要となっています。

6. 社会資本の老朽化

高度成長期に集中的に整備された社会資本が寿命を迎える中、日本全体で社会資本の老朽化問題への対応を迫られています。本市は、合併に伴い類似施設が多くそれらの維持管理経費負担が増加すると推測されています。公共施設及びインフラに関する維持・更新は、膨大なコスト負担を強いるものであり、既存施設の統廃合、複合目的利用、長寿命化等を図り、限られた財源の中でより効率的に運用していくことが求められています。

7. 協働・連携の必要性

地域の課題が複雑化する中で、行政単体での対応が難しくなっています。行政と市民、団体・企業などが地域づくりの担い手となり、協働していくことが従来に増して求められています。また、課題解決を図るために大学の知見や民間企業の専門知識を活用すること、さらには自治体の枠を超えた広域連携により地域活性化を図ることも必要となるなど、様々な形の連携が求められています。

第4章 市の基本方針

1. まちづくりの基本方針

本市はまちづくりの基本コンセプト(将来像)として「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を掲げています。しかし、人口減少や少子高齢化の進行は、全国的な傾向と同様に本市においても顕著に現れており、人口減少を抑制し、地域活力を維持することが大きな課題となっています。そこで、今後10年間においては、人口減少と少子高齢化社会への対応力強化という視点を持ち、以下の5つを基本方針とします。

(1) 効率的・効果的な行財政の推進による健全かつ持続可能な市政運営の実現

北杜市行財政改革大綱・アクションプランおよび財政健全化計画の着実な実行により一定の成果を上げてきました。しかし、人口減少が避けられない一方で、公共施設及びインフラに関する維持・更新の負担が増していくなど、課題があります。今後は、より効率的かつ効果的な行財政を推進することにより、更なる健全化を図り、持続可能な市政運営を目指します。

(2) 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるとともに、高齢者、障がい者をはじめ、地域で暮らす誰もが、安全に、かつ生き生きと活躍できるように必要な環境形成を目指します。また、東日本大震災以降、社会全体として防災意識が高まる中、市民が安全に暮らせる社会基盤整備も進めていきます。さらに近所付き合いやふれあいにより、お互いに助け合う相互扶助の意識を醸成し、地域全体で福祉、防災、子育て、教育など様々な問題を一つずつ解決していくことができるようなまちづくりを目指します。

(3) 恵まれた自然環境を活かす循環型社会の形成

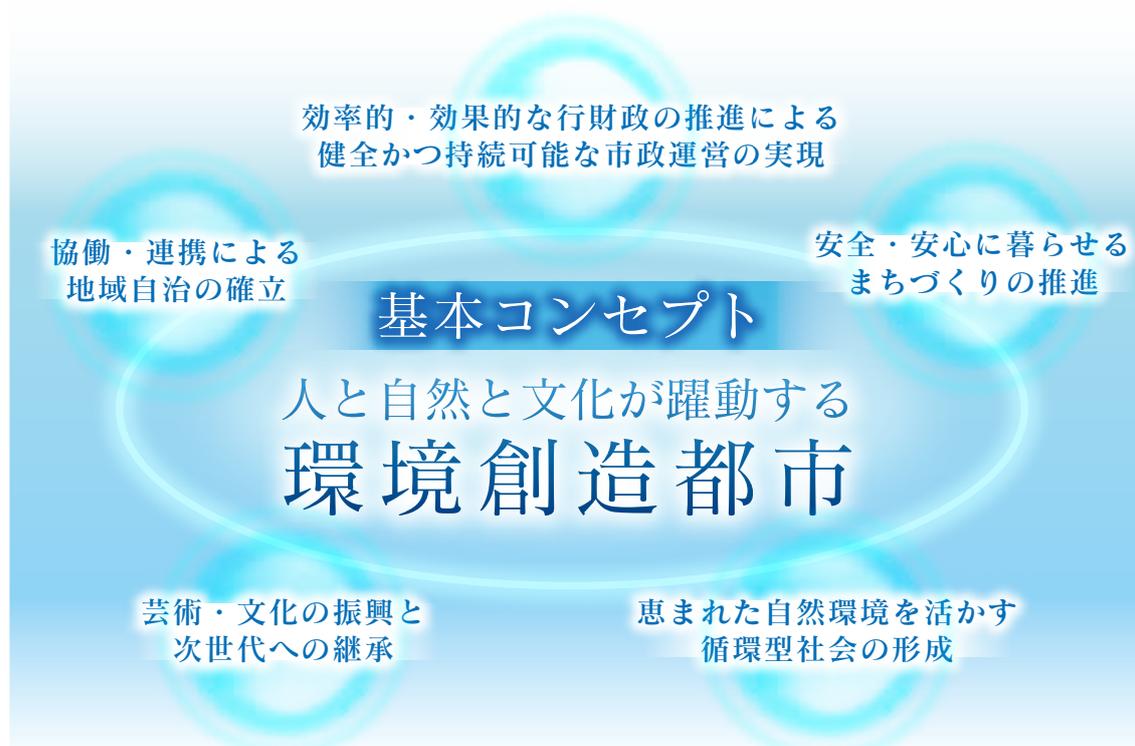
本市は風光明媚な景観を有するとともに、ミネラルウォーターの生産量や日照時間が日本一であるなど、水と光に恵まれた山紫水明のまちです。また、本市にまたがる名峰南アルプスがユネスコエコパークに登録されるなど、極めて恵まれた自然環境を有しています。これらの自然環境を保全していくことは市民の生活にとって、また、北杜市の魅力を高めるうえで重要です。この自然環境を守り、次代に伝えていくことは私たちの責務といえます。市民ひとり一人が環境問題への意識を高めながら、自然環境と人の営みが共生する循環型社会の形成を目指します。

(4) 芸術・文化の振興と次世代への継承

本市においては、恵まれた自然環境の中で、歴史と伝統の上に豊かな芸術・文化の土壌が形成されています。また、本市には芸術・文化関連施設が集積しているとともに、様々な分野の芸術家も多数居住しています。そのため、一流の芸術・文化に身近に触れることのできる機会に恵まれています。また、芸術・文化は次世代を担う子どもたちが、幼少時から触れ親しむことにより、ふるさとに対する自信と誇りを持つことにもつながります。芸術・文化を振興し、次世代へ継承していくことにより、こころ豊かで生き生きとした活力あるまちづくりを目指します。

(5) 協働・連携による地域自治の確立

地方分権社会において、市民、議会、行政の役割と責任を明確にした自治体運営のための基本原則を定め、身近な地域の課題について、自ら考え、自ら解決することのできる協働体制を構築していきます。また、地域の課題が複雑化し多方面にわたる専門知識が求められる中、企業、高等学校や大学、金融機関などいわゆる産・官・学・金・労・言の連携も不可欠です。さらに、本市は定住自立圏構想における中心市として長野県の富士見町、原村と協定を締結し、県域を越えた自治体とも連携しながら圏域全体の活性化を図っています。このように、本市は様々な協働・連携体制をとりながら、地域自治の確立を図っていきます。



2. 市の将来都市像

本市の基本コンセプト(将来像)である「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を実現するために、4つの将来都市像を設定し、その展開を図ります。

(1) 8つの個性が光るネットワーク都市

8つの地域を中心として多様な地域性を有することから、地域の個性と特性を最大限に活かしたまちづくりを行います。

8つの地域は、それぞれ生活拠点として位置づけ、地域に密着した行政需要に対してきめ細かな対応を行う上での拠点とします。

これらの拠点は、交通や通信によって有機的に連携し、より細かな市民ニーズの把握を行いながら、都市全体の均衡ある発展を目指すとともに、市としての一体的なつながりを強化します。

(2) 自然と暮らしが調和する環境共生都市

本地域の最大の資源である自然環境を守り育てていくため、生態系の保護や循環型社会の構築、効率的なエネルギーシステム、景観形成、公害防止、公衆衛生基盤の整備など多様な側面から環境に配慮したまちづくりを行います。

そのため、市民の環境全般に対する理解や意識を醸成することや、環境との調和に対して実効力のある仕組みをつくります。

(3) 水と緑と太陽を活かした交流産業都市

良好な自然環境を背景とした、米、野菜、そば、果樹、畜産物、乳製品、花きなどの多様な農業を活かして、それに安全性や廉価性、商品性を付加し、「北杜市ブランド」化を図ります。また、これらと観光拠点との連携を図ることにより、高付加価値の農商工業、サービス業等が立地する交流産業都市を形成します。

(4) 地域で育む生活文化都市

地域で培われた生涯教育、芸術・文化、コミュニティなどの伝統を活かし、市民と行政のパートナーシップにより、さらに高水準の福祉と文化のネットワークづくりを進めます。

豊富な人材を活かすことにより、歴史や生活習慣などを見直しながら、地域に根差した生活文化を持ったまちづくりを推進します。

第5章 市の将来見通し

1. 人口

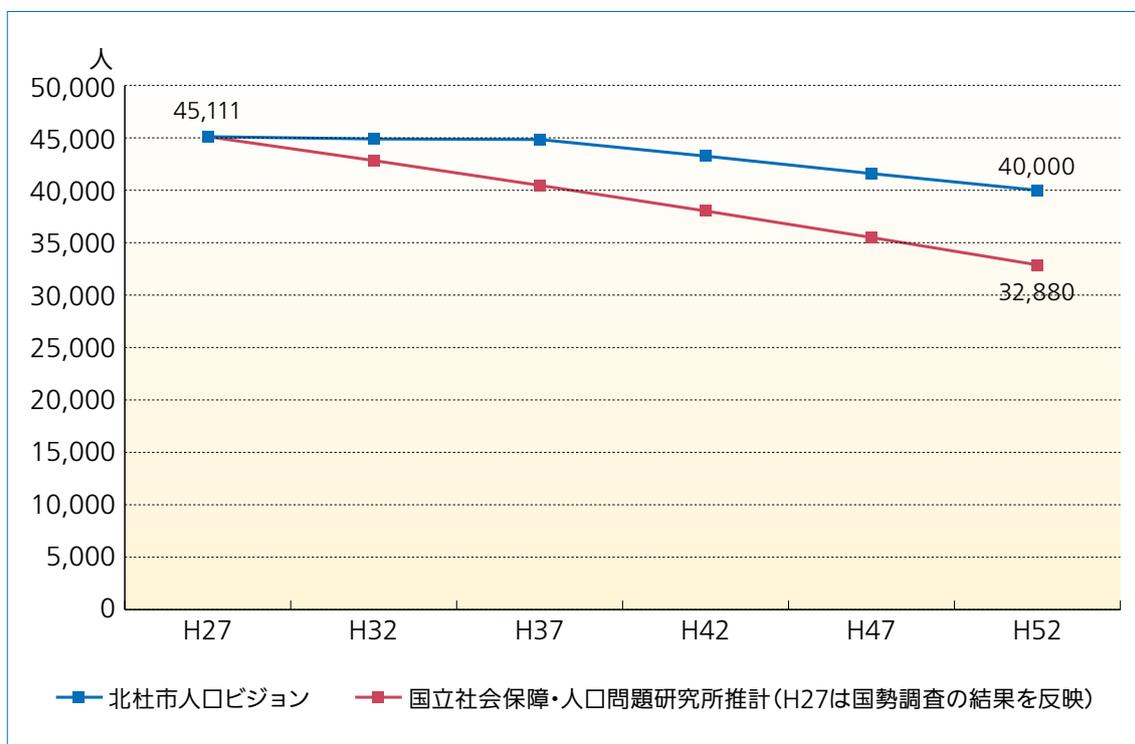
(1) 総人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計(平成25年3月)によると、総人口は減少の一途をたどり、平成52年には、32,880人にまで減少する見通しとなっています。

こうした状況に対し、平成27年度に策定された「北杜市人口ビジョン・総合戦略」では、子育て支援事業により出生率を向上させ、移住定住促進事業により子育て世代の転入者の増加や転出者の抑制を図ることで人口減少率を抑え、平成52年には40,000人を維持することを目指しています。

第2次北杜市総合計画においても、観光・交流人口の増加を定住人口の増加に結び付け、地域の活力向上を図るべく、魅力ある地域づくりに向けた施策に着実に取り組んでいきます。

■ 将来人口推計



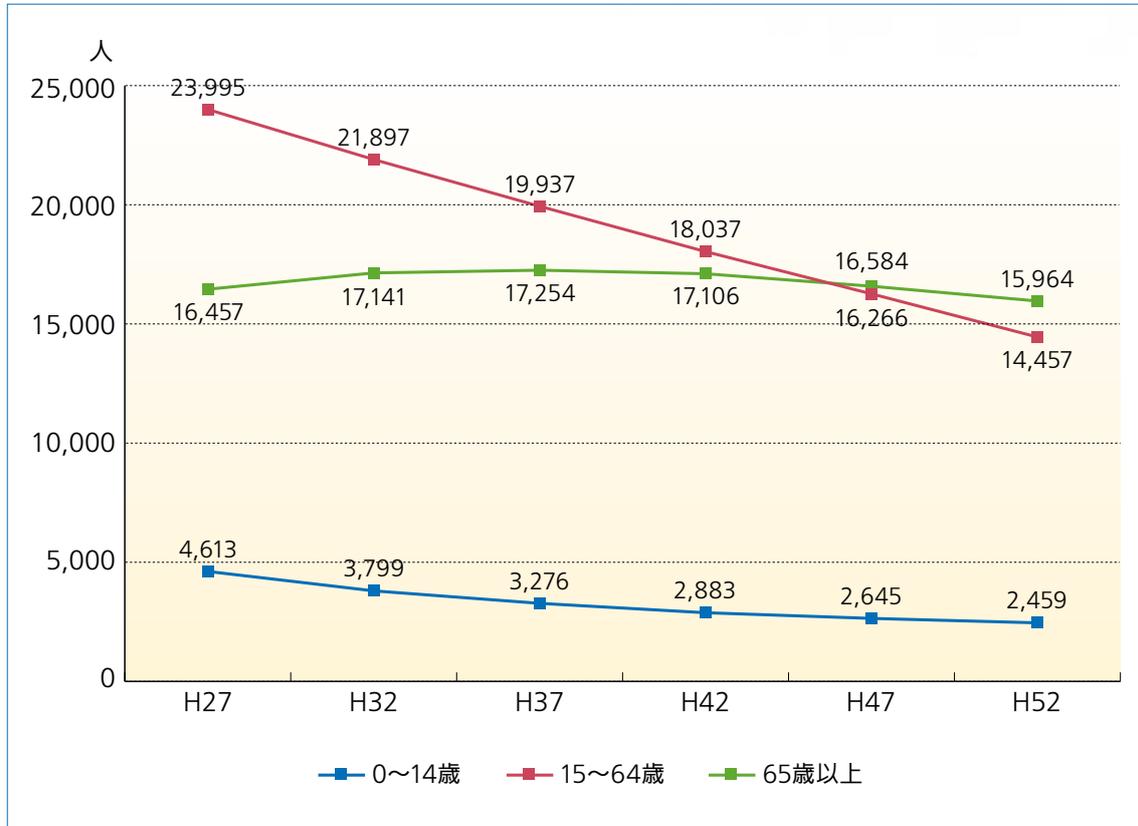
(2) 年齢3区分別将来人口の推計

年齢3区分別将来人口においても、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、年少人口の減少が続くほか、生産年齢人口も著しく減少するため、老年人口比率がほぼ半分を占めることが予想されています。

「北杜市人口ビジョン・総合戦略」においては、子育て世代への支援充実を図る中で、特に若い世代の移住定住促進を進めていくこととしています。

■ 年齢3区分別将来人口推計

	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年 (2040年)
年少人口(人) (0歳～14歳)	4,613 (10.2%)	3,799 (8.9%)	3,276 (8.1%)	2,883 (7.6%)	2,645 (7.5%)	2,459 (7.5%)
生産年齢人口(人) (15歳～64歳)	23,995 (53.3%)	21,897 (51.1%)	19,937 (49.3%)	18,037 (47.4%)	16,266 (45.8%)	14,457 (44.0%)
老年人口(人) (65歳以上)	16,457 (36.5%)	17,141 (40.0%)	17,254 (42.6%)	17,106 (45.0%)	16,584 (46.7%)	15,964 (48.5%)



(資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」)

2. 財政

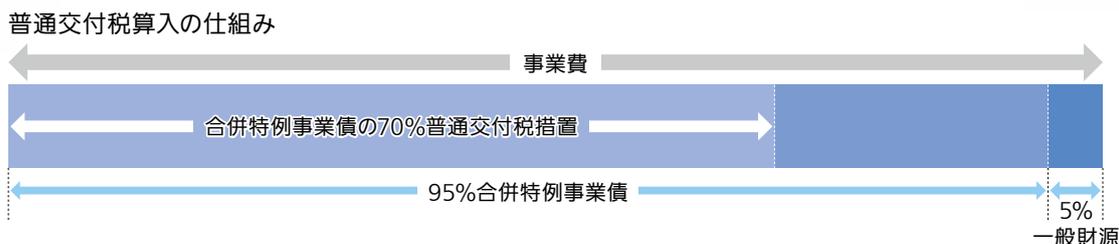
(1) 合併に伴う特例措置の終了

合併市町村に対しては、普通交付税の合併算定替えや合併特例事業債の活用など、財政支援が合併後15年間措置されていますが、本市では、平成32年度にはこれらの措置が終了することとなります。このことから、特例措置終了後の一般財源の減収等に対応できる財政基盤づくりが必要となります。

■ 交付税の段階的縮減



■ 合併特例事業債(発行可能額340億円 発行期限平成32年度)



(2) 今後の展望

普通交付税の合併算定替えを始めとする、合併に伴う特例措置の終了や人口の減少による財政への影響が課題となっており、今後の厳しい財政状況が予想されます。

普通交付税の特例措置や合併特例事業債の発行など、合併に伴う財政的なメリットを受けられる期間内に、特例措置の終了などを見据えた十分な準備を行う一方、「北杜市人口ビジョン・総合戦略」に基づく少子化対策や移住定住促進などに積極的に取り組むとともに、例えば、近い将来に大規模改修が必要となる主要施設について合併特例事業債の活用が可能なものは前倒し実施するなど、将来の市の発展に向け、特例期間中のメリットを最大限に活用できるよう工夫を行い、後半の期間における持続可能な財政運営につなげていく必要があります。

あわせて、公共施設及びインフラに関する維持・更新に係る経費が増大する見通しであり、公共施設等総合管理計画に基づく施設の整理統合などを進め、これらに係る経費をできる限り抑制する必要があります。また、上下水道事業の将来の事業継続性や安定性を高めるためにも地方公営企業法の適用を着実に進め、業務改善を図っていく必要があります。

さらに、北杜市行財政改革大綱に基づき、その着実な取組により、健全化への取組を強化することが重要です。

第6章 まちづくりの方向と推進体制

1. 8つの杜づくり

本市のあるべき将来像を実現するため、「8つの杜づくり」をまちづくりの方向として掲げ、取り組むこととします。

1. 教育・文化に輝く杜づくり

原体験や実体験を重視した「原っぱ教育」の更なる充実を図り、知識や教養、社会性の習得とともに、個性や自立心、思いやりの心などを育み、心身ともに健やかで次世代を担う人材の育成に取り組みます。また、子どもから高齢者まで誰もが学び、スポーツを楽しむことのできる環境を整備するとともに、ふるさと「北杜」への誇りと愛着を持てるよう、生涯学習の充実に努めます。

2. 産業を興し、富める杜づくり

地域経済の活力を維持し、安定的な雇用の確保を図るため、新たな産業の創出や企業誘致に取り組むとともに、地場産業の振興を充実させ、活気あふれる地域づくりにつなげていきます。また、営農組織、新規就農者への支援や農業法人の更なる誘致など農業振興への取組を強化し、国内有数のフードバレーである本市の優位性を活かすため宣言した、「安全・安心 日本の台所」を推進します。

3. 安全・安心で明るい杜づくり

市民が健康で快適な生活を送ることのできる環境づくりに取り組むとともに、次世代を担う子どもたちの成長を地域全体で支え、元気な声が響く杜づくりを進めます。また、高齢者、障がい者をはじめ、地域で暮らす誰もが自分らしく、生き生きと充実した人生を送ることのできるまちを目指します。さらに、市民や地域、行政が連携することで、地震、水害、雪害などの災害に強いまちづくりを推進するとともに、防犯対策や交通安全対策、消費者対策の充実に努め、安全・安心のまちづくりを推進します。

4. 基盤を整備し豊かな杜づくり

市民が快適に利用できるよう土地、道路、上下水道などの生活基盤の整備を進めるとともに、市民の利便性向上に向けた公共交通ネットワークのあり方を検討するなど、

魅力あふれる都市空間や居住環境の充実を図ります。また、本市は山紫水明の地として、豊かな自然環境を有しています。自然との調和を前提に景観の形成に努めます。

5. 環境日本一の潤いの杜づくり

南アルプスユネスコエコパークの登録を機に進めている世界に誇る「水の山」の基盤となる森林や水資源の保護・保全に努めます。また、地球温暖化をはじめとする地球環境問題が深刻化する中、環境負荷軽減への取組が求められています。再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーへの取組、ごみの削減や再利用活動の推進などによる資源循環型社会の構築を目指します。

6. 交流を深め躍進の杜づくり

八ヶ岳観光圏や八ヶ岳定住自立圏など、地域間連携を一層強化し、交流人口の増加を移住定住につなげるよう努めます。また、地域における住民同士の交流や国際交流及び企業、高等学校や大学、金融機関などいわゆる産・官・学・金・労・言の連携により、地域内外でのネットワーク強化を図り、人と地域、行政、事業者などが「つながる」交流のまちづくりを推進します。

7. 品格の高い感動の杜づくり

世界に誇る「山岳景観」や「名水」、「日照時間」など観光資源の価値をブランド化することにより、魅力ある観光のまちづくりを推進します。また、美術館などの文化施設が集積しているほか、芸術家などの人材も豊富である強みを生かし、一流の芸術・文化、スポーツなどに身近に触れることのできる機会の充実に努めます。さらに、文化財の調査、保存等に努めるとともに、次世代に継承する活動を推進します。

8. 連帯感のある和の杜づくり

市民が主役のまちづくりを進めるためには、市民や地域、行政の協働が必要です。市民が積極的、主体的にまちづくりに参画する風土の形成を目指します。また、地方分権時代にふさわしい持続可能な行財政運営の確立には、健全な財政を維持するとともに、質の高いサービスを提供することが求められます。多様化する市民のニーズや環境の変化から生じる新たな行政課題を解決できる人材の育成に取り組むとともに、柔軟かつ迅速に対応できる行政組織づくりを実現します。

基本コンセプト

人と自然と文化が躍動する 環境創造都市

～水と緑と太陽の恵みを次世代に伝えるために～

8つの個性が光る
ネットワーク都市

自然と暮らしが調和する
環境共生都市

4つの将来都市像

水と緑と太陽を活かした
交流産業都市

地域で育む
生活文化都市

教育・文化に
輝く
杜づくり

産業を興し、
富める
杜づくり

安全・安心で
明るい
杜づくり

基盤を整備し
豊かな
杜づくり

8つの杜づくり

環境日本一
の潤いの
杜づくり

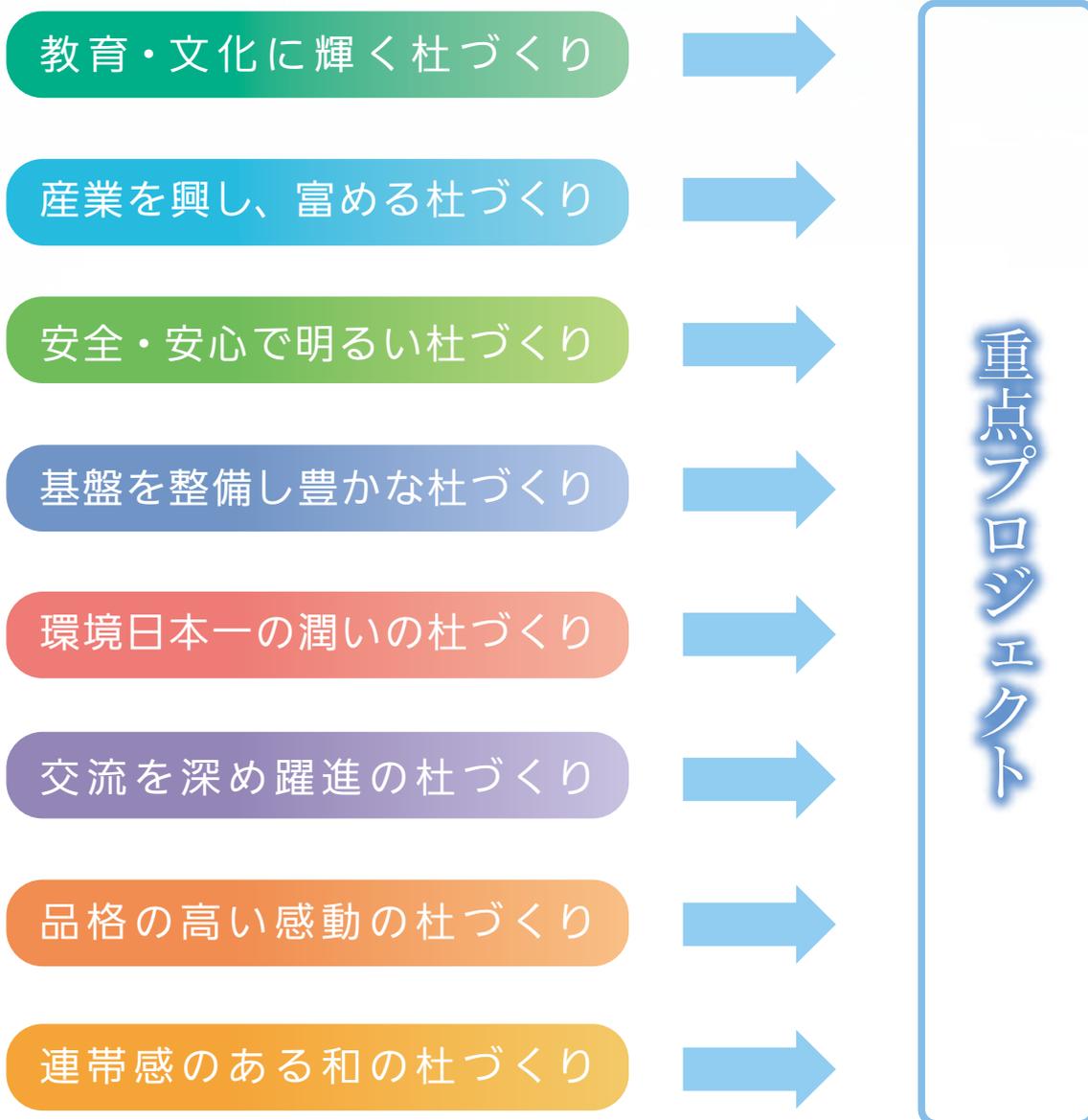
交流を深め
躍進の
杜づくり

品格の高い
感動の
杜づくり

連帯感の
ある和の
杜づくり

2. 重点プロジェクト

本市が掲げる将来像の実現に向けて、戦略的かつ重点的に取り組む優先的な事業について、第1次総合計画では、10年間のまちづくりの方向性を示す基本構想の中で戦略プランとして位置付けていました。しかしながら、人口減少や少子高齢化が急速に進み、周囲の環境がめまぐるしく変化している現状においては、重点的、優先的に取り組むべき施策や事業について、適切に見直していく必要があるため、5年ごとに見直しを行う基本計画の中に重点プロジェクトとして位置付け、全庁横断的に取り組むこととします。



3. 計画の推進に向けて

(1) 推進体制

地域の多様な生活課題やニーズに対応し、本計画を着実に実行していくためには、地域住民をはじめ事業者、関係団体、行政など、地域を構成する様々な主体がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働していくことが重要です。

また、本構想が対象とする範囲や施策・事業は多岐にわたるため、市の関係各課が横断的な連携のもとに施策を進める必要があります。特に主要施策である重点プロジェクトの推進にあたっては、専門チームを立ち上げ各部・課・担当者の連絡・調整を図るとともに、市民や事業者、関係団体の連携を取りながら、計画を推進していきます。

(2) PDCA サイクルによる進行管理

総合計画に基づいて実施される施策・事業については、下図に示す PDCA サイクルの考え方に基づき、Plan (計画)、Do (遂行)、Check (評価・検証)、Action (改善) という継続的な進行管理を実施します。

評価に当たっては、事務事業評価により効果を検証するとともに、庁内だけでなく、市民や有識者などの参画も含めて総合的な視点を取り入れます。

■ PDCA サイクル

